

農山漁村6次産業化対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が交付対象外など

1件 不当金額(支出) 639万円

1 交付金事業の概要

有限会社橋口水産は、平成28年度に、農山漁村6次産業化対策整備交付金事業として、長崎市内において、水産物加工施設を整備する工事(以下「整備工事」)を事業費4億2978万円(交付対象事業費3億1160万円、交付金9348万円)で実施した。

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱等によれば、交付対象施設は農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物、機器等とされており、交付金事業によらず現に実施し又は既に終了させた事業に係る経費、施設の建物内の会議室、物置部屋、更衣室等に係る経費は交付の対象とならないこととされている。また、交付の対象とならない経費の額が単体で区分できない場合には、面積等の条件に応じて案分計算等の方法を用いて、交付の対象とならない経費の額を算定して交付対象事業費から除外することとされている。

2 検査の結果

会社は、長崎市を通じて長崎県に水産物加工施設の整備に係る建物、機器等の設置計画、規模決定根拠等を記載した事業実施計画を提出し、同県は、28年6月に、九州農政局へ計画内容の妥当性を協議した上でこれを承認している。そして、会社は、承認を受けた計画内容により同市へ交付申請を行い、同年7月に交付申請のとおり交付決定を受けて整備工事を実施している。その後、29年4月に整備工事の契約金額4億2978万円から交付対象外の経費及び消費税(地方消費税を含む。)を除いた3億1160万円を交付対象事業費とする実績報告書を同市へ提出していた。

一方、会社は、交付決定を受けた内容に沿って作成した実施設計書の記載内容に加えて、実施設計書に記載されていない機器等の整備を追加して整備工事を実施していた(追加して整備した機器等を「追加機器」)。そして、会社は、追加機器の整備費相当額1694万円を含めて交付対象事業費を算定していた。

しかし、追加機器は、会社が実施設計書の記載内容とは別に整備したものであり、交付決定を受けた内容に含まれないものであることから、追加機器の整備費相当額は、交付金事業によらずに実施した事業に係る経費であると認められ、交付の対象とならないものであった。また、会社は、水産物加工施設の建物の共用部分に係る整備費について、交付の対象となるか否かを単体で区分できないことから、交付対象施設に係る床面積と交付対象外施設に係る床面積の割合により案分して交付対象事業費を算定していたが、誤って、交付対象外施設である追加機器の設置に係る床面積等を交付対象施設に係る床面積に含めて案分していたため、交付対象事業費219万円が過大となっていた。さらに、変更契約により減額となった電解水生成装置の整備費について、誤って、減額前の金額により交付対象事業費を算定していたため、交付対象事業費218万円が過大となっていた。

したがって、追加機器の整備費相当額を交付対象事業費から除外するなどして適正な交付対象事業費を算定すると2億9028万円となり、前記の交付対象事業費3億1160万円との差額2132万円が過大となっていて、これに係る交付金相当額639万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
九州農政局	長崎県 長崎市 有限会社橋口水産 (事業主体)	農山漁村6次 産業化対策整 備交付金	平成 28	円 4億2978万 (3億1160万)	円 9348万	円 2132万 (2132万)	円 639万